

## 明日香村有害獣対策設備購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の衰退や農地の荒廃化が進むなか、有害獣による農産物への被害を防止し農家の営農意欲等を維持するとともに、地域農業の振興を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、明日香村補助金等交付要綱(平成16年明日香村要綱第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象要件)

第2条 次の各号に掲げる要件を満たすこと又は村長が特に必要と認めるものとする。

- (1) 過去に本事業による補助金交付を受けていない農地に有害獣対策設備を設置する者
- (2) 補助交付後、村内で5年以上継続して農産物を生産及び維持管理する意思のある者。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、農地台帳に記載のある自己所有地、もしくは賃貸借等をしている1,000㎡以上の農地に設置する電気柵やワイヤーメッシュ等の資材購入費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、200,000円以内を上限に、電気柵やワイヤーメッシュ等の資材購入費の4分の1以内とし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、明日香村有害獣対策設備購入補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は理由をそえて事後申請を認めるものとする。

- (1) 見積書の写し(資材の明細がわかるもの)
- (2) 位置図
- (3) 誓約書(参考様式1)

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、明日香村有害獣対策設備購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、村長が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(指示及び検査)

第7条 村長は、補助の指令を受けた者に対し、必要な指示、又は書類等の検査をすることができる。

(事業実績の報告)

第8条 補助の指令を受けた者は、事業完了後、明日香村有害獣対策設備購入実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 購入した電気柵やワイヤーメッシュ等の納品書、領収書の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条で報告を受けたときは、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、明日香村有害獣対策設備購入補助金確定通知書(様式第4号)により、速やかに、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 村長は、前条の規定により額の確定を行った後、補助対象者から提出された明日香村有害獣対策設備購入補助金交付請求書(様式第5号)により補助金を交付する。

(管理義務等)

第11条 事業により取得した電気柵やワイヤーメッシュ等は、村長の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 事業により取得した電気柵やワイヤーメッシュ等については、5年以上継続して農産物を生産及び販売するため、管理しなければならない。また、併せて、対象農地の管理も行うこととする。

(書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助に関する書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助の指令を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の指令の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 第6条の規定により村長が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定による村長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。